

議案第7号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成24年2月13日

沖縄県教育委員会

教育長が、議案「沖縄県立図書館協議会設置条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

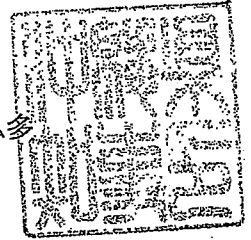
議案「沖縄県立図書館協議会設置条例」に対する意見

議案「沖縄県立図書館協議会設置条例」については、異議ありません。

教 生 第1588号
平成24年 2月 7日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事 仲井真弘多



県議会提出予定議案に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29号の規定に基づき、別紙議案「沖縄県立図書館協議会設置条例」について、貴委員会の意見を求めます。

条例案の概要の説明

部課名 教育庁生涯学習振興課

1 件名

沖縄県立図書館協議会設置条例

2 制定の経緯及び必要性

- (1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により図書館法（昭和25年法律第118号）の一部が改正され、図書館協議会の委員の任命の基準については、図書館法施行規則（昭和25年文部省令第27号）で定める基準を参酌し、条例で定めることとされた。
- (2) 沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）第4条に規定する図書館協議会の設置等について、新たに条例を制定する。

3 制定案の概要

- (1) 沖縄県立図書館協議会の設置について定める。（第1条関係）
- (2) 委員の任命の基準、委員の定数及び任期について定める。（第2条から第4条まで関係）
- (3) 教育委員会規則への委任について定める。（第5条関係）
- (4) この条例は、平成24年4月1日から施行する。（附則）

4 根拠法令

図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第1項及び第16条

5 関係各課との調整状況

教育庁総務課及び財政課と調整済

6 添付資料

- (1) 根拠法令等の参照条文

沖縄県立図書館協議会設置条例

(設置)

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第1項の規定に基づき、沖縄県立図書館に沖縄県立図書館協議会を置く。

(委員の任命の基準)

第2条 委員の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

(委員の定数)

第3条 委員の定数は、10人以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(教育委員会規則への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、沖縄県立図書館協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

平成24年 月 日提出

沖縄県知事 仲井眞弘多

理 由

沖縄県立図書館協議会の設置根拠を整理するとともに、図書館法の一部が改正されたことにより、委員の任命の基準を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。